

# 社会福祉法人 智恩福祉会 デイサービスセンター けいあいの里

## 1 通所介護・通所介護相当サービス・介護予防通所サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 智恩福祉会
代表者氏名	理事長 城谷 星
所在地	茨木市白川2丁目13番25号 白川敬愛保育園内 社会福祉 智恩福祉会
連絡先	電話番号 072-665-8615 FAX 番号 072-665-8610

## 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター けいあいの里
介護保険 指定事業者番号	茨木市指定 <b>2774200865</b>
事業所所在地	茨木市目垣3丁目12番5号
連絡先	電話番号 072-630-1515 FAX 番号 072-630-1616
管理者	牧原 真一
事業所の通常の 事業実施地域	茨木市・高槻市

### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が介護または支援の必要な利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。
運営方針	<p>① 利用者が介護が必要な状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びにその家族の献身的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。</p> <p>② 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。</p> <p>③ 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「茨木市通所介護相当サービスの事業 要綱」（平成28年4月1日実施）、「高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（平成28年高槻市要綱）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。なお、茨木市以外から受けた総合事業の指定に係る事業の実施に当たっては、当該指定を行った市区町村の定める基準を遵守するものとします。</p>

## (3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜～土曜（但し、12月29日～1月3日、8月13日～16日は除く）
営業時間	午前8時45分～午後4時45分

## (4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜（但し、12月29日～1月3日、8月13日～16日は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時

## (5) 事業所の職員体制（介護予防通所介護事業と兼務）

事業所の管理者	所長 牧原 真一
通所介護従事者	人員数
生活相談員	2名（介護職員と兼務）
介護職員	15名（内2名は生活相談員と兼務）
看護職員	4名（内3名は機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員	4名（内3名は看護職員と兼務）

## 3 提供するサービスの内容と料金

## (1) 提供するサービスの内容について

- ① 健康チェック ② 入浴サービス ③ 昼食、おやつの提供  
④ 生活指導（相談・援助等）レクリエーション ⑤ 機能訓練 ⑥ 送迎

## (2) 提供するサービスの料金と利用料（単位／回）

（通所介護規模基本料金）	時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	4時間以上5時間未満	388	444	502	560	617	
	5時間以上6時間未満	570	673	777	880	984	
	6時間以上7時間未満	584	689	796	901	1,008	
	7時間以上8時間未満	658	777	900	1,023	1,148	
	8時間以上9時間未満	669	791	915	1,041	1,168	
加算	入浴介助加算	I	40	II	55		
	中重度者ケア体制加算	45					
	個別機能訓練加算	Iイ	56	Iロ	76	II	20/月
	口腔機能向上加算	I	150(月2回まで)		II	160(月2回まで)	
	口腔・栄養スクリーニング加算II	5/6ヶ月					
	ADL維持等加算	I	30/月	II	60/月		
	科学的介護推進体制加算	40/月					
	若年性認知症受入加算	60					
	サービス提供体制強化加算III	6					
	介護職員等処遇改善加算II	合計単位数の9.0%					

通所介護相当サービス（茨木市）		要支援 1、対象者	要支援 2、対象者
基本部分	一週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	1,798	3,621
	一月当たりの回数を定める場合（1回につき）	436 ※1月に3回迄のサービスを行った場合	447 ※1月に7回迄のサービスを行った場合
加算料金	口腔機能向上加算	I 150（1月につき）	II 160（1月につき）
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5（6月につき）	
	若年性認知症受入加算	240	
	科学的介護推進体制加算	40	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	24	48
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の 9.0%	

介護予防通所サービス（高槻市）		要支援 1、対象者	要支援 2、対象者
基本部分	一週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	1,798	3,621
	一月当たりの回数を定める場合（1回につき）	436 ※1月に4回迄のサービスを行った場合	447 ※1月に8回迄のサービスを行った場合
加算料金	口腔機能向上加算	I 150（1月につき）	II 160（1月につき）
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5（6月につき）	
	若年性認知症受入加算	240	
	科学的介護推進体制加算	40	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	24	48
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の 9.0%	

介護保険適用の場合は、サービスに応じて料金を加算した金額の一～三割が利用料となります。

\*介護保険は、単位の合計で計算する為、若干の差が出て参ります。

#### 4 その他の費用について（選択又は実費負担等となります）

(1) 食材料費	給食の材料費として 定額 1日 830円（おやつ代込）
(2) 茨木市・高槻市以外の追加交通費	利用者の居宅が、茨木市・高槻市以外の場合、送迎加算料金の他に次の額を請求いたします。 事業所から片道おおむね 5km 未満 200円 事業所から片道おおむね 5km 以上 300円
(3) 教養娯楽費	行事材料費等、その他諸経費として 1日 120円
(4) - ①日常生活費	日常生活においても通常必要となるものにかかる費用として 1日 70円
- ②日常生活費Ⅱ	大浴場にて入浴する際等に使用するタオル類等の費用として 1日 120円
- ③日常生活費Ⅲ	特殊浴槽にて入浴する際等に使用するタオル類等の費用として 1日 490円
(5) キャンセル料	当日 7時半以降のキャンセルは食材料費として 830円
(6) 保健衛生費	リハビリパンツ 240円/1枚、パット 100円/1枚、マスク 70円/1枚、歯ブラシ 60円/1本、かんたん処置物品費（絆創膏・ガーゼ・テープ・保湿クリーム等）：120円/1ヶ所、防水保護セット（防水絆創膏・ゴム手袋・ビニール袋・ビニールテープ等）：120円

(7) その他	口座振替不能分の振替手数料 150 円／1 回、新規ファイルセット (4 点) 450 円 (クリアファイル 170 円、ブルー/ピンクファイル(各)110 円、カバン用ネームタグ 60 円)、郵送代 (請求書等郵送を希望される場合等) : 郵便料金
---------	---

## 5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、 その他の 費用の請 求と支払 い	ア 利用料、その他の費用はサービス提供月の末日で締めて計算し、利用明細・合計金額を記載した請求書を毎月翌月 10 日頃に発行致します。
	イ アの請求金額を、指定の金融機関口座よりサービス提供月の翌月 27 日に引き落としさせていただきます。
	ウ お支払いを確認しましたら、領収書を交付致しますので、必ず保管をお願いします。

\*利用後、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し更に支払いの催促から 14 日以内にお支払いがない場合、契約を解除した上で、未支払い分をお支払い頂くことになります。

## 6 利用日の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、利用日の変更を希望される場合には、右の相談担当者までご相談下さい。	ア 相談担当者氏名 <u>生活相談員：森元真彩子、今福朋昌</u>
	イ 連絡先電話番号 072-630-1515 Fax 番号 072-630-1616
	ウ 受付日および受付時間 月曜～土曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (但し、12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 13 日～16 日は除く)

\*利用日の変更に関しましては、利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

## 7 送迎について

送迎時間等、送迎についての段取りについては、利用日の前日までに連絡帳記載又は、電話連絡の方法で利用者又は家族にお知らせします。

## 8 秘密の保持と個人情報の保持について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。  事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。

## 9 金銭および物品の受け渡しについて

対象者が、他利用者様、職員に限らず当施設内での金銭および物品の受け渡しは、トラブルの原因となりますので一切禁止いたします。

## 10 賠償責任

- (1) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を補償します。
- (2) ① 利用者自らの行動（食事中、喉に食事を詰まらせる。又は施設内で自らの行動により転倒して骨折する等）や持病に起因する怪我・病気等については、事業者は賠償の責任を免れます。  
② 事業者は事故の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び経歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - イ 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が生じた場合
  - ウ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - エ 利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

## 11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、あらかじめ、指定する連絡先にも連絡します。

当事業所が利用者に対して行う指定通所介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとする。

《 防火管理者：管理者 》

## 13 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1.虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2.虐待の防止のための指針を整備する。
- 3.虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4.前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。《 担当者：管理者 》

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### 14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。又事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 15 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

【事業者の窓口】 デイサービスセンター けいあいの里	所在地 茨木市目垣3丁目12番5号 電話番号 072-630-1515 FAX番号 072-630-1616 受付時間 午前8時30分～午後5時 担当： <u>森元、今福</u>
【市町村の窓口】 茨木市健康医療部 長寿介護課	所在地 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-620-1639 FAX番号 072-622-9089 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
高槻市福祉部 長寿介護課	所在地 高槻市桃園町2丁目1番 電話番号 072-674-7166 FAX番号 072-674-5135 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時